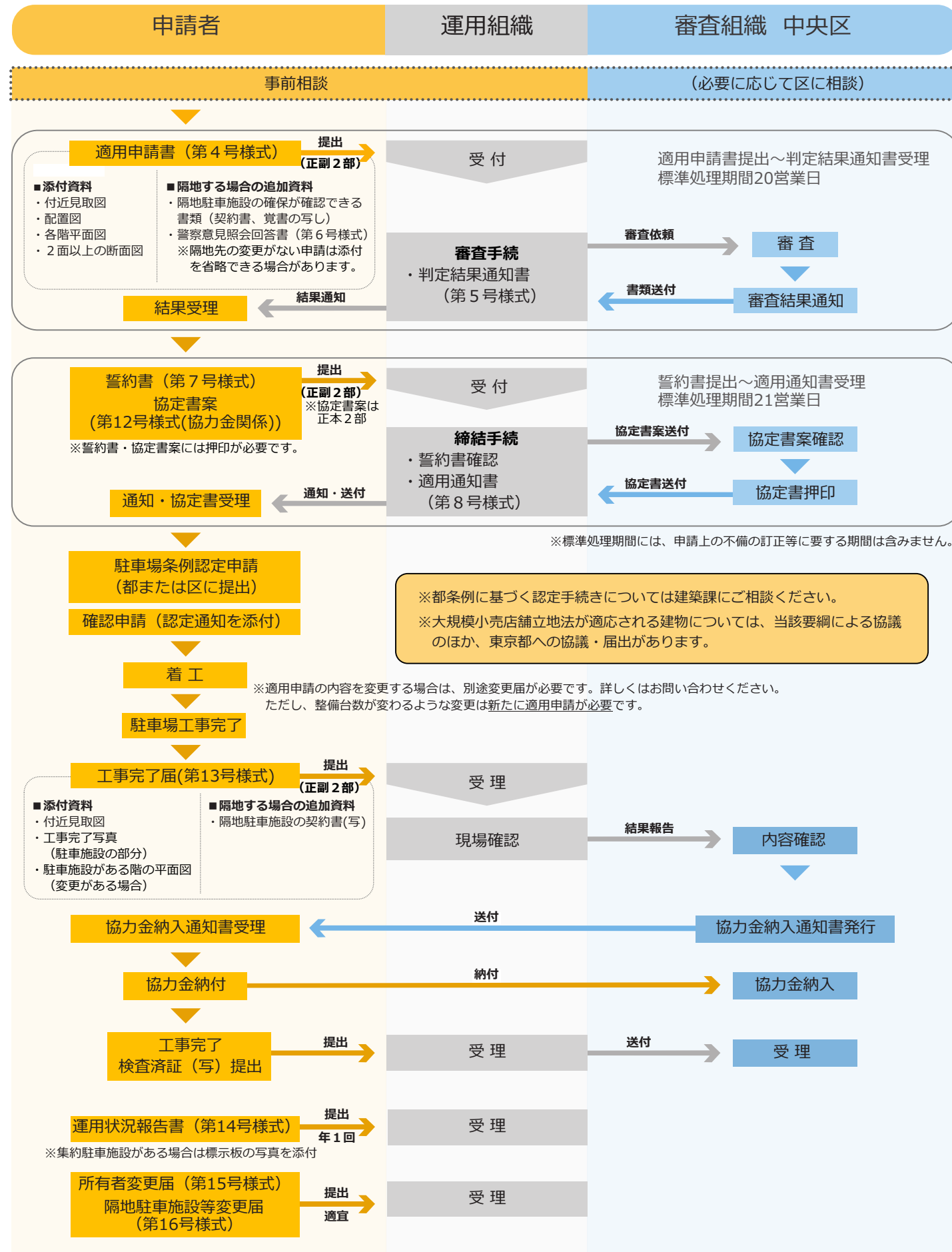


銀座地区駐車場地域ルール申請手続きの流れ



様式は区のホームページより
(ページID: 14719)
ダウンロードができます

トップページ>まちづくり・環境>都市計画・まちづくり>中央区のまちづくり>駐車場地域ルール>銀座地区駐車場地域ルール>現行地域ルール(令和5年10月10日以降)>手続書類等(中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱)



中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱

銀座地区 駐車施設の地域ルール

中央区都市整備部建築課

銀座地区における地域の特性等を踏まえ、東京都駐車場条例（以下「都条例」という）に規定する地域特性に応じた基準に基づき、中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱（以下「要綱」という）により独自の地域ルールを定め、駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって利用者の利便性の向上及び交通環境の改善を図ることを目的としています。

銀座一丁目から銀座八丁目において都条例に基づいて設ける附置義務駐車施設とします。

駐車施設の附置義務が課せられる建築物は以下の通りです。（詳細は東京都ホームページをご参照ください）

● 特定用途の部分の床面積及び非特定用途の部分の床面積の3/4の合計が1,500㎡を超えるもの

建築物に附置する駐車施設の台数は、銀座地区独自の整備台数基準により算出した台数以上とします。

	参加建築物 (敷地面積500㎡未満かつ延べ面積6,000㎡以下)	集約建築物 (敷地面積500㎡以上または延べ面積6,000㎡超)	
	附置台数	確保方法※1※2	附置台数
(1) 乗用車の 駐車施設	「地域ルール整備台数基準」の表に掲げる「建築物の部分」の床面積を、それぞれ右側の「単位面積」で除して得た数値を合計した台数以上とする。(小数点以下の端数は切り上げる。数値が1の場合は2とする。)	敷地内または、以下の条件を満たす場合、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね300m以内の範囲内 ・幹線道路を超えない範囲内	参加建築物の数値に、1.6を乗じて得た台数以上とする。 (小数点以下の端数は切り上げる。)
(2) 障害者の ための 駐車施設	(1)により算出した台数のうち1台以上を附置する。	原則、敷地内に附置する。ただし、以下の条件を満たしていると認められる場合に限り、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね50m以内かつ幹線道路を超えない範囲内又は同一街区内	(1)により算出した台数のうち1台以上を附置する。
(3) 荷さばきの ための 駐車施設	都条例に基づき算出した台数とする。「上限10台」の規定は適用しない。(1)の附置台数に含めることはできない。	敷地内または、以下の条件を満たす場合、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね50m以内かつ幹線道路を超えない範囲内又は同一街区内	都条例に基づき算出した台数以上を附置する。「上限10台」の規定は適用しない。(1)の附置台数に含めることはできない。

※¹ 隔地に確保する場合には、自ら確保する又は事業者による集約駐車施設等との長期の賃貸借契約が必要になります。
(これに掛かる費用は別途事業者負担となります。)

※² 対象建築物が特定路線にのみ面する場合は、隔地に関して上記と異なるルールが適用されます。詳しくは運用組織にご相談ください。

※³ 詳細は要綱第9条及び中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱運用基準第8条から第11条をご参照ください。

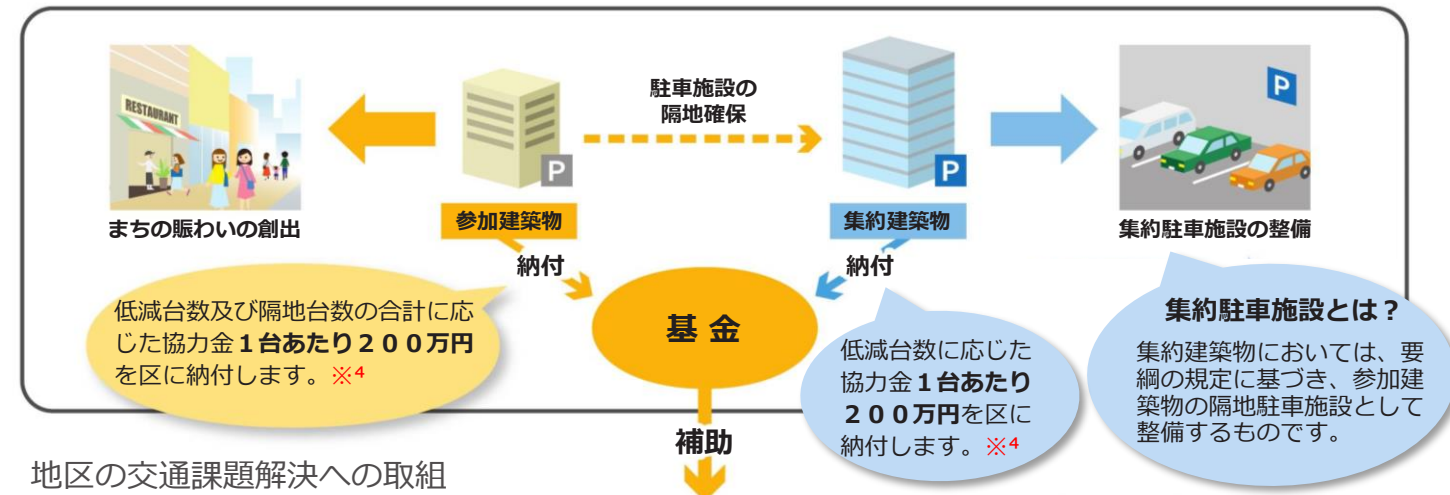
建築物の部分	単位面積
事務所に供する部分	2,560㎡
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	470㎡
特定用途（事務所及び百貨店その他の店舗以外）に供する部分	630㎡
非特定用途（住宅等）に供する部分	990㎡

乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設は、都条例に規定する規模とします。荷さばきのための駐車施設の規模は適切な利用が図られるよう要綱に規定する規模とします。ただし、地域ルールによる附置義務台数の2分の1以下の台数は車室の幅及び奥行きを都条例の規定による規模とすることができます。

小型車	幅 2.3m×奥行 5.0m 以上	普通車	幅 2.5m×奥行 6.0m 以上
障害者のための 駐車施設	幅 3.5m×奥行 6.0m 以上	荷さばきのための 駐車施設	(後開き) 幅 2.9m×奥行 8.5m 以上 (横開き) 幅 3.9m×奥行 7.0m 以上 いずれもはり下 3.2m 以上

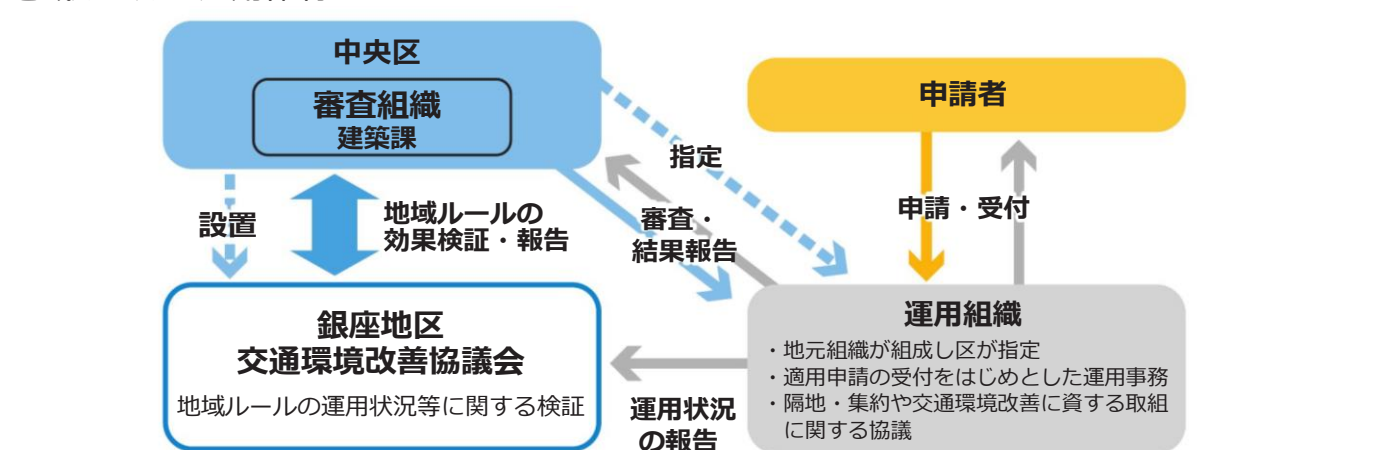
- 駐車施設等は、適切に維持管理がされるよう、毎年運用状況の報告を行う必要があります。
- 集約駐車施設は、敷地内又は駐車場出入口などに、標示板を掲示する必要があります。
- 駐車施設等を譲渡又は賃貸をするときは、譲渡又は賃貸を受ける方に、維持管理についての事項を契約書などの事項に明示する必要があります。
- 駐車施設等の設置場所、台数、建物所有者に変更が生じた場合は、その内容について届け出る必要があります。

※4 原則として竣工済みの既存建築物への適用の際は協力金の納付は求めません。



- ① 集約建築物において実施する交通環境改善に資する取組** **② 地域で行う交通環境改善に資する取組** **③ 地域ルールに関する事務**

①の取組を実施する場合は、補助制度がありますので、運用組織にご相談ください。
交通環境改善に資する取組とは、駐車施設に付随する物で障害者又は来街者の利便性の向上に資するものが該当します。



適用申請の受付などの運用事務、交通環境改善に資する取組に関する協議を担う運用組織を指定しています。

【事前協議・申請手続先】
銀座駐車場協議会
〒104-0061 中央区銀座四丁目6番1号 銀座三和ビル3階
電話：03-4560-6722 E-mail：parking@ginza-machidukuri.jp
※原則としてご連絡、申請書類送付等はメールにてお願いいたします。